

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

揖斐広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

揖斐広域連合長

公表日

令和3年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、揖斐広域連合(揖斐川町、大野町、池田町)の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止め</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付</p> <p>⑪保険料の賦課・徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(68の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第93、94項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令第46、47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	揖斐広域連合 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 0585-23-0188

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月24日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の	事後	
平成28年10月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年10月20日	I-5 評価実施機関における担当部署-②	山本貞信	松田広美	事後	重要な変更ではないため、事後に提出する。
平成29年10月20日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月20日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠)	事後	
令和1年6月18日	I-5-② 所属長の役職名	介護保険課長 松田広美	介護保険課長	事後	
令和1年6月18日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月18日	IV-2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月18日	IV-3 特定個人情報の使用		十分である	事後	
令和1年6月18日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月18日	IV-5 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	
令和1年6月18日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和1年6月18日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月18日	IV-8 監査		「○」外部監査	事後	
令和1年6月18日	IV-9 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和3年3月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月30日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠)	事後	